

(第1号)

次のとおり技術提案書の提出を招請します。
令和8年5月19日

群馬県知事 山本 一太

1 業務概要

- 1) 業務名 令和8年度 単独公共 建設技術支援事業
群馬県県土整備部職員研修（行政マネジメント等）業務委託
- 2) 業務内容 群馬県県土整備部職員を対象とした研修の企画立案、研修実施、講師料等の支払いまでの研修に関する業務一式
- 3) 履行期限 令和9年3月15日

2 参加資格

技術提案書の提出者は、次に掲げる条件を満たしていること。

- 1) 群馬県内に本社(店)を有する者であること。
- 2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- 3) 群馬県財務規則第170条第2項の規定に基づく県の入札参加制限を受けていない者であること。
- 4) 群馬県建設工事請負業者等指名停止措置要綱に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- 5) 物品の購入に係る有資格業者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。
- 6) 会社更生法又は民事再生法に基づき手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後、資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- 7) この技術提案書を提出しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- 8) 暴力団、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- 9) 群馬県の令和8・9年度建設工事に係る調査・測量・コンサルタント等入札参加資格者名簿に土木関係建設コンサルタント業務として登載されている者、又は、群馬県の物件の購入及び製造等に関する入札参加資格者名簿に営業品目が研修・講習として登載されており等級区分がAである者。
- 10) 参加企業または団体及び配置予定管理技術者は、平成28年4月1日から令和8年3月31日までに完了した業務において、同種または類似業務の実績が1件以上あること。
なお、本業務における「同種または類似業務」は、以下のとおりとする。

【同種業務】公務員建設技術者を対象とした職員研修業務

【類似業務】公務員を対象とした研修業務、建設技術者を対象とした研修業務

- 11) 配置予定管理技術者の公告日現在の手持ち業務量（特定後未契約のものを含む）の全ての契約金額の合計が4億円未満かつ手持ち業務の件数が10件未満であること。手持ち業務とは、契約金額が500万円以上の業務とする。

3 技術提案書を特定するための評価基準

- 1) 企業の経験及び能力 : 同種又は類似業務の実績の内容
- 2) 技術者の経験及び能力 : 同種又は類似業務の実績の内容、手持ち業務の状況
- 3) 業務実施方針及び手法 : 特定テーマ提案の適格性・妥当性

4 手続等

1) 担当部局

〒371-8570 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
群馬県県土整備部建設企画課技術調査係
TEL 027-226-3531
メール gijutu-kikaku@pref.gunma.lg.jp

2) 説明書の交付期間、場所、方法

交付期間：令和8年5月19日（火）から令和8年6月5日（金）までの毎日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）、9時から12時まで及び13時から16時まで

交付場所：1)に同じ。

（説明書及び様式については、群馬県ホームページまたは群馬県入札情報公開システムからダウンロード可能。）

交付方法：説明書は、無料配布とする。

3) 参加表明書・技術提案書の受領期限並びに提出場所及び方法

受領期限：令和8年6月5日（金）

提出場所：1)に同じ。

提出方法：持参又は郵送（書留郵便・期日必着に限る。）

5 その他

1) 契約保証金：納付すること。

ただし、群馬県財務規則に定めるところにより、利付き国債の提供、金融機関の保証又は保証事業会社の保証をもって、契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証に付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

2) 契約書作成の要否 要

以上